

新旧対照表

(別紙)

【玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」(平成17年政令第289号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「関税達」という。)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>(報復関税の端数計算)</p> <p>5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。 (別表中の品目：関税率表第8482.10号(「玉軸受」の例))</p>	<p>玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」(平成17年政令第289号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「関税達」という。)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>(報復関税の端数計算)</p> <p>5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。 (別表中の品目：関税率表第8482.10号(「玉軸受」の例))</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(例)			(例)		
① 一般関税	(CIF 価格) 2,235,263円 ↓ 2,235,000円×0= (端数処理後)	(税率 (協定税率)) Free (無税) ↓ 0円 (端数処理前) ↓ 0円 (端数処理後) (納付税額)	① 一般関税	(CIF 価格) 2,235,263円 ↓ 2,235,000円×0= (端数処理後)	(税率 (協定税率)) Free (無税) ↓ 0円 (端数処理前) ↓ 0円 (端数処理後) (納付税額)
② 報復関税	(CIF 価格) 2,235,263円 ↓ 2,235,000円× <u>0.096</u> = 214,560円 (端数処理前) ↓ 214,500円 (端数処理後) (納付税額)	(税率) <u>9.6%</u> ↓ 214,560円 (端数処理前) ↓ 214,500円 (端数処理後) (納付税額)	② 報復関税	(CIF 価格) 2,235,263円 ↓ 2,235,000円× <u>0.106</u> = 236,910円 (端数処理前) ↓ 236,900円 (端数処理後) (納付税額)	(税率) <u>10.6%</u> ↓ 236,910円 (端数処理前) ↓ 236,900円 (端数処理後) (納付税額)
③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) 2,235,263+0+214,500=2,449,763円 2,449,000円×0.04= (端数処理後)	(税率) 4% ↓ 97,960円 (端数処理前) ↓ 97,900円 (端数処理後) (納付税額)		③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) 2,235,263+0+236,900=2,472,163円 2,472,000円×0.04= (端数処理後)	(税率) 4% ↓ 98,880円 (端数処理前) ↓ 98,800円 (端数処理後) (納付税額)	
④ 地方消費税 <u>97,900円</u> 97,900円×0.25= 24,475円 (端数処理前) ↓ 24,400円 (端数処理後) (納付税額)	(税率) 25% ↓ 24,475円 (端数処理前) ↓ 24,400円 (端数処理後) (納付税額)		④ 地方消費税 <u>98,800円</u> 98,800円×0.25= 24,700円 (端数処理前) ↓ 24,700円 (端数処理後) (納付税額)	(税率) 25% ↓ 24,700円 (端数処理前) ↓ 24,700円 (端数処理後) (納付税額)	
6～7 (省略)			6～7 (同左)		